

全建事発第 157 号
令和 4 年 3 月 2 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 奥 村 太 加 典
〔公 印 省 略〕

ウクライナ情勢の変化等による原材料・エネルギーコスト増の
影響を受ける下請事業者に対する配慮について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ウクライナ情勢の変化による影響もあり、原油価格が昨年にも増して高騰し、その影響が長期化する中、原油価格をはじめとするエネルギーコストや原材料費の上昇による中小企業・小規模事業者の収益圧迫が強く懸念されています。

このような中、国土交通大臣及び経済産業大臣より、下請中小企業者と親事業者との取引対価の決定方法については、下請中小企業振興法第 3 条に基づく振興基準や建設業法の趣旨に照らし、下請事業者から価格交渉の申出があった場合には積極的に応じ、取引対価はエネルギーコストや原材料費の上昇分を考慮した上で、十分に協議し決定するなど、方法と単価の両面において適切な価格決定がなされるよう、別添のとおり周知要請がありました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、会員企業が下請中小事業者との価格協議に積極的に応じ、適切な価格転嫁に取り組むことができるよう、貴会会員企業の皆様へ周知賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

以 上

(担当) 事業部 堤

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp